

# 重 要

平成23年11月29日

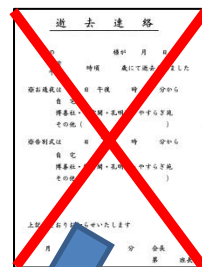
国分寺自治会員の皆さまへ

自治会長 ロードマン

## 12月1日から自治会放送運用開始に当たり『逝去連絡』 方法を戸別受信機での放送案内に変更 (お知らせ)

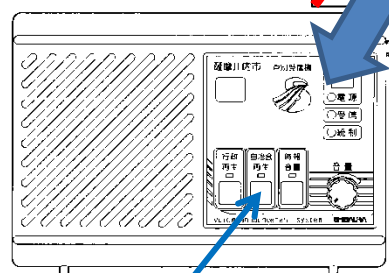
皆さまの協力により、10月24日からスタートした市の防災行政無線戸別受信機設置工事が、先週26日で完了し、市から自治会放送の運用許可をいただきました。

つきましては、12月1日から、各班長が会員の逝去を『逝去連絡』票で、慌ただしくお知らせしていた案内方法を、各会員世帯に設置された戸別受信機の自治会放送により、自治会長が一括放送でお知らせする方法に変更いたします。



### ※班長の「死人の触れ」を廃止し、会長が放送でお知らせします。

なお、お通夜は、午後6時から行われますので、夕刻の放送時間帯（午後7時～午後8時）では、情報提供が遅れてしまいますので、お昼の時間帯（12時～13時）に放送案内できるよう、逝去会員家族から班長経由で自治会長へのご不幸情報等の報告・連絡に関しては、従前同様（班内会員のお手伝い協力）の取り扱いといたしますので、十分ご留意ください。



※逝去会員のお名前（世帯主との関係）・年齢・お通夜・告別式の日時  
・場所とお手伝い必要の有無の情報

自治会放送の緑色ランプが点灯していたら、下の再生スイッチを押せば、不在時の放送情報を、何回でも聞き直しが可能です

また、市から自治会放送の運用ガイドラインとして

- ◎ 放送は、自治会長等の役員が行い、放送内容は、自治会活動に関する各種行事のお知らせ・防災・防犯・緊急情報の伝達とし、放送記録簿に記録すること。
- ◎ 放送時間は、午前6時～午後9時までの時間内で、市の示した禁止時間帯（市からの行政情報・時報放送時間）は除くこと。
- ◎ 営利を目的とする内容、誹謗・中傷する内容、放送内容に関する責任が不明確なもの、個人を特定する内容（お悔やみ情報は除く）、選挙活動に関する内容、公序良俗に反する事項は、放送禁止事項として示されていますので、

これらを遵守し、自治会放送の運用に努めますので、ご協力をお願いします。

### ◇自治会放送時間帯の案内

朝＝おおむね午前7時半前後

昼＝おおむね午後0時半前後

夜＝おおむね午後7時半前後（夏場は午後8時前後）